令和6年度

(公財)日本教育公務員弘済会山形支部 給付奨学金事業

[募集要項]

令和6年1月 (公財)日本教育公務員弘済会山形支部

I 事業の趣旨及び概要

(公財)日本教育公務員弘済会(以下「本会」という。)は、昭和 27 年設立以来、教育の振興と教職員の福祉に寄与するため、共済事業を基盤に、奨学事業、研究助成事業、及び福祉事業を実施してきております。

今般、本会山形支部が事業主体となって、公益事業の拡充強化を図るため、「(公財)日教弘山形支部給付奨学金事業」を昨年度に引き続き公益事業として実施するものです。本事業は本会の定款第5条第1号の規定に基づいて定められた「給付奨学金規程」等(平成18年3月28日制定、平成18年4月1日施行)によるものです。

Ⅱ 募集要項

1 申請資格

令和6年度、山形県内の高等学校、中等教育学校の後期課程及び特別支援学校高等部に 在籍する生徒であること。(給付対象学年は、原則として令和6年度 第2~4 学年とする。)

2 申請条件

家庭の事情により学費支弁困難と認められ、向学心に富み、学業に耐えうる生徒であり、 在学する高等学校長の推薦を受けた生徒であること。

ただし、在学中1回の給付とする。(同じ生徒が2回給付を受けることはできない。)

3 募集人数

80 名程度

4 給付金額

給付奨学生に対し5万円を給付する。

5 申請期間

令和6年2月1日(木)~2月22日(木)

6 申請手続

給付奨学生志望者は、校長を通して申請手続きを行う。

7 提出書類

申請手続きに必要な書類は、次の通りとする。

- (1) 給付奨学生申請書(給奨学様式 1)
 - (「学校名」には令和6年度の学年を記入し、「備考欄」には、2頁の「選考基準」(1)、(2)を参照し、申請に当たっての特別の事情を記入すること。)
- (2) 高等学校等給付奨学生推薦書(給奨学様式 4)
- (3) 所得証明書

(主たる所得者の源泉徴収票「写」、確定申告書「写」、または市県民税課税証明書 (所得証明)のいずれかとする。前年度分が取得できない場合は、前々年度分でもよい。)

8 書類提出先

〒990-0043 山形市松波四丁目 6-15 (公財)日教弘山形支部 給付奨学金事業係あて (TEL. 023-622-7211)

9 給付奨学生の採用決定等 6月中旬

給付奨学生は、下記選考基準を踏まえて、(公財)日本教育公務員弘済会山形支部の選考 委員会において選考した後、幹事会の議決を経て支部長が決定する。その結果については 校長を通して奨学生本人に通知する。

〈選考基準〉

	項 目	内	容
(1) 給付の必要性		在学校長の推薦書等に給付の必要性が認められるか。	
(2)	給付金の使途	奨学金の使途が適正に使われよう	うとしているか。
(3)	奨学生の修学意欲	修学意欲が感じられるか。	

10 給付奨学金の交付 7月中旬

給付奨学金は奨学生・親権者から指定された名義の金融機関(ゆうちょ銀行以外)に振り込む。

11 就学状況等の報告

給付奨学生は、校長を経て、就学状況等の報告を求められることがある。

12 異動届出

給付奨学生が、次の事項のいずれかに該当したときは、給付奨学生または親権者は、校 長を経て支部長あて給付奨学生異動報告書(給奨学様式10)を届け出なければならない。

- (1) 編入学・留学・転学・休学・留年・退学・死亡・その他のとき
- (2) 給付奨学生が停学その他の処分を受けたとき

13 給付金の返還

給付奨学生が、次の事項のいずれかに該当したときは、直ちに給付金を返還するものと する。

- (1) 奨学金を給付目的以外に使用したとき
- (2) いつわりの申請その他の不正な手段によって給付を受けたとき
- (3) 休学、転学、留年が適当でないとき
- (4) 在学する学校で処分を受け、学籍を失ったとき
- (5) その他、奨学生として適当でないとき

14 給付奨学生成果報告書の提出

給付奨学生は、学習成果を「給付奨学生成果報告書(給奨学様式13)」により、次の提出期限までに支部長あて報告しなければならない。

提出期限 令和6年12月20日(金)

15 個人情報の取り扱い

- (1) 申請書に記入した個人情報は、給付奨学事業の運営のために利用します。
- (2) 個人情報は、安全に管理します。紛失、破壊、改ざん及び漏えいを防止するため、適正なセキュリティ対策を講じます。

16 その他

この要項に定めるもののほか、事務処理上必要な事項は、別に定める。

17 附則

この要項は、令和6年2月1日から実施する。

問合せ先

公益財団法人 日本教育公務員弘済会山形支部 〒990-0023 山形市松波四丁目 6-15 給付奨学金事業係

TEL 023-622-7211 FAX 023-622-7212